

議案第 3 1 号

三豊市税条例の一部改正について

三豊市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市税条例の一部を改正する条例

三豊市税条例（平成 18 年三豊市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 9 5 条中「4, 6 1 8 円」を「5, 2 6 2 円」に改める。

附則第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

附則第 1 6 条の 2 第 1 項中「2, 1 9 0 円」を「2, 4 9 5 円」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（個人の市民税の税率の特例等）

第 2 4 条 平成 2 6 年度から平成 3 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 3 1 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 5 0 0 円を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 9 条の改正規定及び次条の規定 平成 2 5 年 1 月 1 日

(2) 第 9 5 条の改正規定、附則第 1 6 条の 2 第 1 項の改正規定及び附則第 3 条の規定
平成 2 5 年 4 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の三豊市税条例第 5 3 条の 2 に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の三豊市税条例附則第 9 条第 1 項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 3 条 平成 2 5 年 4 月 1 日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

【議案第31号関係】

三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号)
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現 行
(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,262円</u>とする。 附 則 第9条 削除 (たばこ税の税率の特例) 第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時に おける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る たばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当 分の間、1,000本につき<u>2,495円</u>とする。 2 略 (個人の市民税の税率の特例等) 第24条 <u>平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</u>	(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>4,618円</u>とする。 附 則 (市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等) 第9条 <u>分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。</u> 2 <u>前項の規定の適用がある場合における第53条の8及び第53条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「第53条の4」とあるのは、「第53条の4並びに附則第9条第1項」とする。</u> (たばこ税の税率の特例) 第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時に おける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る たばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当 分の間、1,000本につき<u>2,190円</u>とする。 2 略